

店舗，事務所等の開設にあたり

償却資産の取得費

建物の改装費

を補助します！

# 水戸市中心市街地 店舗，事務所等開設促進補助金の ご案内

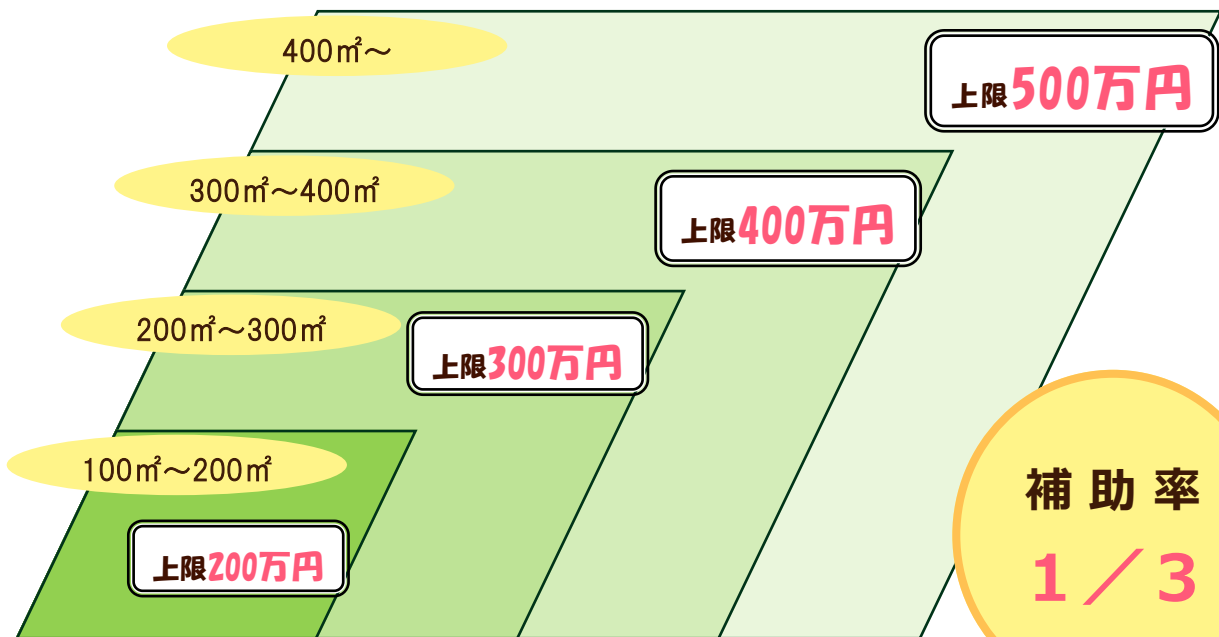


## 補助金額

床面積に応じた額（補助率及び上限額は下図のとおり）

※ 床面積100㎡以上，雇用1人以上などの要件等を満たす必要があります。

### 【床面積】



さらに…

新たに雇用した従業員が 3人以上の場合 **100万円** を加算

## 補助対象業種

小売業、飲食店、サービス業 など

## 補助対象者

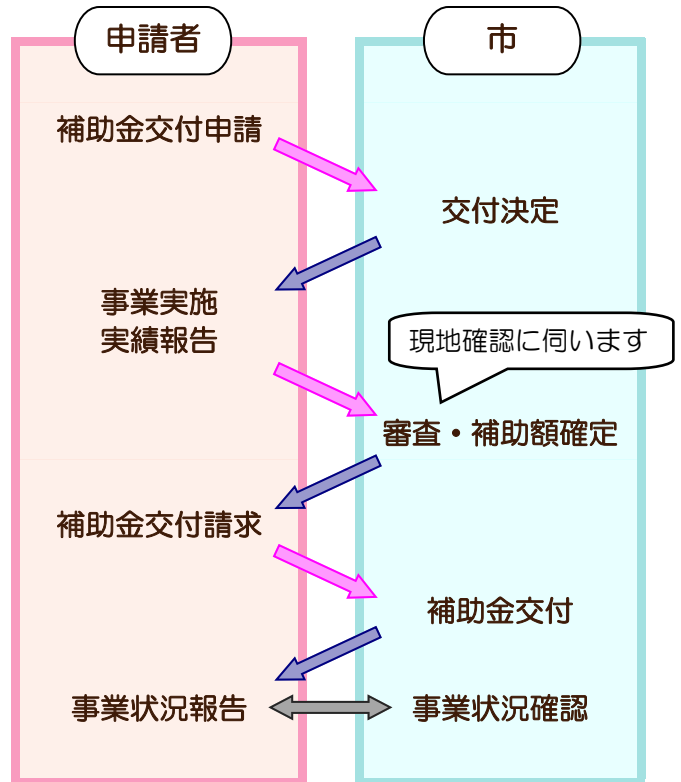
補助対象区域において建物を賃借し、事業を行うため、償却資産を取得又は当該賃借した建物の改装を行う個人又は法人

## 交付要件

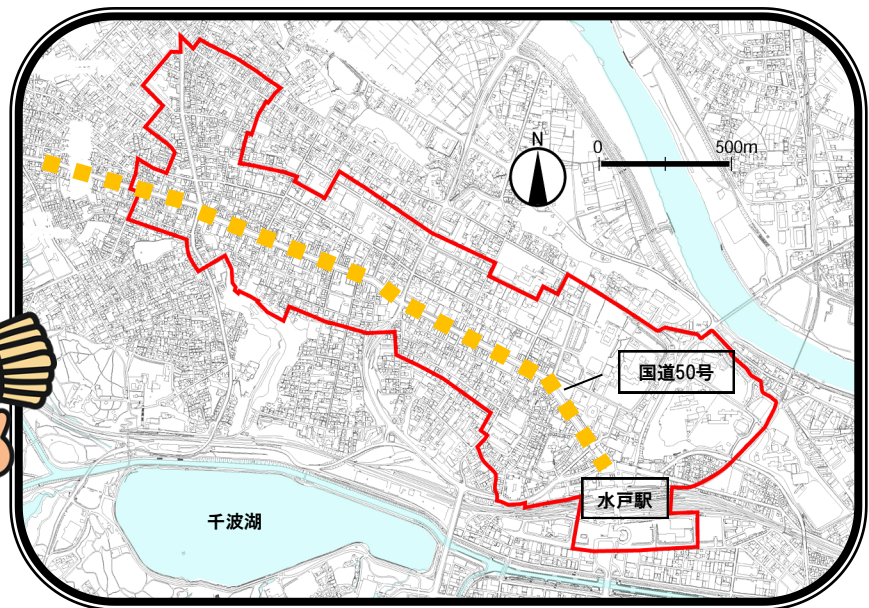
- 賃借し、かつ、事業の用に供する部分の床面積が100平方メートル以上であること。
- 補助金交付申請日から事業開始日までの間に従業者として雇用した市内に住所を有する者が1人以上いること。

など

## 手続きの流れ



## 補助対象区域



詳細はホームページを  
ご覧ください

(<https://www.city.mito.lg.jp/page/4893.html>)



←スマートフォン  
からもご覧  
いただけます

【お問合せ】

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市産業経済部商工課

TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232

E-mail [commerce@city.mito.lg.jp](mailto:commerce@city.mito.lg.jp)

